

社会福祉法人聖霊病院 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖霊病院（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤（金沢聖霊総合病院職員就業規則第29条に規定する勤務時間に準ずる勤務時間）の役員等（以下「常勤役員等」という。）については、報酬及び通勤手当を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、金沢聖霊総合病院給与規程第14条の規定に準じた額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
ただし、非常勤の理事長が医師の場合の報酬は、前条第1号に定める別表1の報酬額の範囲内において、理事会が別に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼務している役員には支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

金沢市内から出席した場合	1,000円
その他	3,000円

- (2) 監事が、監査を実施した場合等の費用弁償

金沢市内から出席した場合	1,000円
その他	3,000円

2 交通費等の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づく旅費を支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給日等については、金沢聖霊総合病院職員給与規程第14条の規定に準ずるものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、死亡による退任の場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算した金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改発)

第11条 この規程の改発は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年12月7日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
業務執行理事	月額 480,000円
理事	月額 400,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査、理事会及び評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円